

デイリーコープ利用規程

(定義)

- 第1条 本規程は、デイリーコープの利用について、デイリーコープを取扱っているコープデリ連合会 会員生協（コープみらい・いばらきコープ・とちぎコープ・コープぐんま・コープながの）の中で組合員が所属する生協（以下「当生協」という。）と組合員とのお約束を定めます。
- 2 デイリーコープとは、「月曜日から金曜日の週3日以上」を1週間の単位として、事前予約注文にて商品をお届けするシステムです。

(利用条件)

- 第2条 本サービスの利用に際しては、利用代金の振替口座を登録していただくものとします。また、商品のお届けは、別途定めるお届け可能地域に限ります。

(商品の注文)

- 第3条 「月曜日から金曜日の週3日以上」を1週間の単位として、お届け商品とお届け曜日を事前に登録し、休止や変更のお申し出がない限り、登録内容で毎週継続してお届けします。
- 2 休止や変更、サイドメニューの注文は当生協の指定する複数の方法（注文書・インターネット・電話）から組合員が選択した方法によって行うものとします。
- 3 手続きおよび取り扱いは、当生協の定めによります。
- 4 注文受付締切後のキャンセルは、原則としてお受けできません。

(利用制限)

- 第4条 注文した商品の数量・金額が、一般家庭での利用限度を超える注文であると当生協が判断した場合は、注文時または、引渡し時の支払いを求めることがあります。
- 2 利用金額の限度は、コープデリ宅配合計で5万円/週を原則とします。それ以上の利用を希望する場合は、当生協に相談するものとします。

(商品のお届け)

- 第5条 月曜日から金曜日のうち、週3日からお届けします（祝日でもお届けします）。休日は土曜日、日曜日、年末年始で、年末年始のお休みは暦により変動します。
- 2 サイドメニューはメインメニューのお届けを前提にご注文いただけます。サイドメニューのみでのご注文はお受けできません。
- 3 商品のお届け時に組合員が不在などで受け渡しができない場合は、確認されたお届け場所（指定場所）に商品を留め置くものとします。留め置きした場合にも商品の所有権が移転するものとし、その後の事故について当生協は責めを負わないものとします。

(商品の取り残し)

- 第6条 前回お届けした商品が取り残されていた場合に利用者に連絡する場合があります。利用者に連絡がつかない場合は、第2連絡先（登録がある場合）に連絡する場合があります。
- 2 取り残されていた商品は、消費期限内であっても食品衛生上「安心して召し上がっていただける状態ではない」と判断し、回収させていただくことがあります。

(連絡の法的意味)

- 第7条 第6条に規定する連絡とは、商品のお届けについて確認するためのものであり、生協は利用者又は第2連絡先に対して安否確認に関する法的義務又は責任を負うものではありません。

(商品のお届けができない場合)

- 第8条 天変地異や災害、生産者・製造者の都合または注文数量が予定を上回ったなどにより、商品を注文通りお届けできない時は、お届け日の変更、お届けの中止、お届け数量の削減または当生協の定めたルールによる代替品をお届けすることがあります。これらの事情については、お届け明細書兼請求書やメール等でお知らせします。これにより返金等が発生する場合は、当生協の定めによりこれを行うこととします。

(お届け明細書兼請求書)

第9条 商品カタログ・注文書・お届け明細書兼請求書・各種申込書等は、デイリーコープの配達と共にお届けします。

(返品)

第10条 お届けした商品が不良の場合、当生協は、良品との交換または返金(請求訂正)をします。
2 良品については、食品、書籍・CD・DVD、各種チケット類等は返品できません。その他の商品は、未開封の場合に限り返品することができます。ただし、食品、書籍・CD・DVD、各種チケット類等についても当生協がやむをえない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

(利用代金・手数料等の支払い方法)

第11条 コープデリ宅配で利用した商品・サービスの代金等は、毎月20日で締切り、翌月5日(5日が金融機関の休日のときはその翌営業日)に組合員があらかじめ指定した預金口座から自動振替によりお支払いいただきます。
2 5日に口座振替ができなかった場合は、同月16日から19日を基本に再度口座振替を行います。

(代金支払いの不履行)

第12条 再振替ができなかった場合、生協は受注・配達を停止し、コンビニでの振込用紙等の対応をします。なお、再振替ができずにコンビニでの振込対象となった場合、当生協は組合員に実費相当の手料を請求します。

(債務者・支払い計画及び誓約書)

第13条 組合員が第12条に該当した場合(以下「債務者」という。)、当生協は債務者に支払い計画書および誓約書の提出を求めることができます。
2 債務者は当生協から支払い計画書および誓約書を求められてから7日以内に提出しなければなりません。

(連帯保証人)

第14条 当生協は債務者に対し、弁済をする資力を有する連帯保証人を立てよう求めることができます。

(支払期限・手数料・遅延損害金)

第15条 第13条の支払い計画書による債務弁済の最終期限は、原則として本来の支払期日(再振替日)から3ヶ月とします。
2 第12条のコンビニでの振込対応の実費相当手数料は、債務者の負担とします。また、債務者に対し、本来の支払期日の翌日を起算日として年10%の割合による遅延損害金を課金します。

(行政などへの相談)

第16条 商品のお届け時に不自然な状況があった場合、行政などに相談させていただく場合があります。

(改廃の際のお知らせ)

第17条 本規程を改廃したときは、すみやかにインターネット上に公開し、周知するものとします。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、コープデリ連合会常任理事会で確認し、コープデリ連合会専務理事が承認します。また、会員生協理事会に報告します。

付則

- 1 この規程は、2016年6月20日制定、同日より施行します。
- 2 制定以降の改定については、以下に記載します。
2016年7月11日一部改定、同日施行
2017年7月15日一部改定、同日施行